

「宗像市」になると、どうなるの？

新しい「宗像市」の誕生により住民の皆さんに必要な住所変更の手続きなど、その主なものについてお知らせします。

**住所の表示が変わります。
ご注意ください。**

新市の名称は「宗像市」になり、住所の表示が次のように変更になります。なお、合併にあわせ、「大字」の2文字を住所の表示からなくします。

※「住所」には、**事務所や事業所等の所在地を含みます。**

◆宗像市で「大字」がある場合

【下記のとおり変更します】

例 **旧** 福岡県宗像市大字東郷995番地
新 福岡県宗像市東郷995番地

◆宗像市で「大字」がない場合

【変更ありません】

例 **旧** 福岡県宗像市赤間一丁目2番3号
新 福岡県宗像市赤間一丁目2番3号

◆玄海町で「大字」がある場合

【下記のとおり変更します】

例 **旧** 福岡県宗像郡玄海町大字江口465番地
新 福岡県宗像市江口465番地

◆玄海町で「大字」がない場合

【公園通りのみ】

例 **旧** 福岡県宗像郡玄海町公園通り一丁目2番3号
新 福岡県宗像市公園通り一丁目2番3号

住所表示変更証明書(無料)を交付します

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書(無料)を4月1日(火)から下記の窓口で交付します。住所や所在地の変更の手続きに当たり、この証明書が必要な方は、次の窓口に申請してください。

- 宗像市役所市民課
- 玄海支所市民課
- 赤間出張所



● 書式例 ●

(合併の証明書)

証 明 書	
地方自治法第7条第1項の規定により、平成15年4月1日から次のように変更したことを証明します。	
新	福岡県宗像市
旧	福岡県宗像郡玄海町
平成 年 月 日 宗像市長(職務執行者) ○○○○(公印)	

(町又は字の名称変更証明書)

証 明 書			
変更前	変更後	変更前	変更後
大字池田	池田	大字陵厳寺	陵厳寺
∫	∫	∫	∫
地方自治法第260条第1項の規定により、平成15年4月1日から上記のとおり町又は字の名称を変更したことを証明します。			
平成 年 月 日 宗像市長(職務執行者)○○○○(公印)			